植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、トカチスグリ及びホソバツルリンドウ、準絶滅危惧として掲載されているテイネニガクサ及びコモチミミコウモリ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が６箇所存在するが、いずれについても発掘調査等が完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、富良野市の市街地をバイパスする自動車専用道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保並びに現道の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において検討が行われており、富良野北インターチェンジ（仮称）から富良野南インターチェンジ（仮称）までの区間においては、山側案、川側案及びその中間案の計３案による検討が行われている。山側案と他の２案とを比較すると、山側案は、取得必要面積及び支障物件が最も少ないこと、土工規模が最も小さいこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案である山側案が最も合理的であると認められる。また、富良野南インターチェンジ（仮称）から上五区インターチェンジ（仮称）までの区間においては、山側案、川側案及びその中間案の計３案による検討が行われている。中間案と他の２案とを比較すると、中間案は、取得必要面積及び支障物件が中位であるものの、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案である中間案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、富良野市の市街地をバイパスする自動車専用道路の整備により、所要時間の短縮及び定時性の確保を図るとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、富良野市長を会長とする旭川十勝道路整備促進期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道富良野市役所

○関東地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	北海道市町村道富川市堀之内四丁目三一番六地先から同市弥生六丁目二〇番一地先まで（ただし、都関係部分を除く。）	関東地方整備局道路事務所及び同局富良野国道維持出張所

供用開始の期日　平成二十五年二月七日

○関東地方整備局告示第四十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年二月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　27

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社山貴総合鑑定

三　⑴　役員の氏名の変更

変更前	山口　剛志
変更後	—

⑵　変更年月日

平成二十四年六月九日

四　⑴　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都豊島区南池袋二丁目29番12号
変更後	東京都練馬区平和台二丁目25番5号

⑵　変更年月日

平成二十五年二月一日

五　⑴　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	古江　聡

⑵　変更年月日

平成二十五年二月一日

六　⑴　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	山口　剛志
変更後	古江　聡

⑵　変更年月日

平成二十五年二月一日